

医療労務管理支援事業

医療勤務環境改善研修会 「労働安全衛生のポイント」

令和6年9月5日（木）
京都労働局労働基準部健康安全課課長の高塚知紀氏をお招きし、医療勤務環境改善研修会「労働安全衛生のポイント」が開催されました。ハイブリッド形式で開催され、会場7名、オンライン59名の参加がありました。



高塚知紀氏

昨今言われ続けている少子高齢化の中で、人材不足は医療界に限らず大きな課題です。IT化が進んだとは故、医療は、人と人が繋がりながら成り立つ仕事であり、働く人たちの安全な職場環境を提供することは大変重要です。今回はその重要な労働安全衛生について知り得る機会となる関心の高い研修内容でした。

1. 労働災害発生状況について

令和5年の労働災害発生状況（全国／業種別）より、死亡者数は774→755人 ▲19人（2.5%減少）、休業4日以上死傷者数は132,355→135,371人 +3,016人（+2.3%）、死亡者数は減少しているが休業が増加、特に社会福祉施設は+9.9%増加している。また京都の労働災害発生状況としては、休業4日以上死傷者数は2,672人（新型コロナウイルス感染症除く）であり、コロナの影響により大きく増加に転じた令和4年を除けば、全体的には減少傾向である。但し平成19年に遡る数値と同等である為、行政としては危機感を持っているとのことであった。事故の型別で見た京都の労働災害発生（保健衛生業）状況（令和5年／令和6年速報値）については、転倒30%、動作の反動・無理な動作（腰痛等）40%、交通事故（道路）12%であり、被災労働者の年齢別で見た京都の労働災害発生状況（令

和5年／令和6年速報値）では、60歳以上20%、50～59歳26%、40～49歳19%、30～39歳14%、20～29歳21%であることから、50歳以上の占める割合が多いと言える。そしてポイントとしては3つある。①労働者の作業行動に起因する要は、労働者の作業することによって発生している、②施設の通路や車、バイクでの災害、③高齢者の怪我が多いということである。以上の事からこれらを改善していく事が、安心で安全に働ける職場環境作りに繋がっていく→第14次労働災害防止推進計画が策定された。

2. 安全衛生管理体制について

労働安全管理体制の概要については、総括安全衛生管理者衛生管理者は、事業を統括する者から選任する。衛生管理者は、労働衛生に関する技術的具体的事項を管理する職務であり、法廷の資格を有する者で、かつその事業場に専属の者から選任。産業医は労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師であることが要件。また常時50人以上の労働者を使用する事業所は衛生委員会を設置することが必要。

3. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策について

京都第14次労働災害防止推進計画についての説明があり、目標として、①13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等除く）、②2022年と比較して2027年までに休業4日以上死傷者数を減少させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）ことが示された。更に8つの重点対策としては、①自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発、②労働者の作業合同に起因する労働災害防止対策の推進、③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、④多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進、⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、⑥業種別の労働災害防止対策の推進、⑦労働者の健康確保対策の推進、⑧化学物質等による健康障害対策の推進が挙げられ、以上これらに対しアウトプット指標、アウトカム指標の具体的な数値が提示された。また労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策として、転倒災害

防止、腰痛対策、更に＋ Safe の取り組み紹介があった。また高年齢労働者の労働災害防止対策として、令和2年3月に策定されたエイジフレンドリーガイドライン、エイジフレンドリー補助金について説明された。

4. 労働者の健康確保対策について

メンタルヘルス対策としては、ストレスチェックの実施に止まらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い職場環境の改善を実施する事が重要とされ、過重労働対策としては、長時間労働者への医師による面談指導、保健師等による相談支援、受診勧奨。更に産業保健活動総合支援事業は、団体経由産業保健活動推進助成金制度はあるが、利用割合が低い状況である。治療と仕事の両立に関しては、高齢化や治療の進歩により、最近では病気を治療しながら仕事を希望する割合が増加傾向にあり、働き方改革の一つとして取り組みを進めている。

5. 化学物質による健康障害防止対策について

職場における化学物質管理の課題は、個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の8割を占める。近年物質名が特定できないものの占める割合が多くなっており、皮膚障害は増加傾向である。そこで労働安全衛生法における新たな化学物質規制として、従来は（限られた数の）特定の化学物質に対して、（特別則で）個別具体的な規制を行う方式であった。しかし年々規制の対象となる物質が増加してきたこと、規制の仕方が様々になる事もあり、どのような方法で規制するのが良いかは自律的判断が望ましい→危険性・有害性が確認されたすべての物質を対象とするに変更。化学物質の自律的な管理について、化学物質管理者の選任の義務化（令和6年4月1日施行）、保護具着用管理責任者の選任の義務化（令和6年4月1日施行）とされた。

以上様々なデータ、資料等を交え大変細やかな内容で、保健衛生業を主体として分かりやすくご講演いただきました。自施設においても職員の高齢化が進んでおり、特に労働者の作業行動に起因する労働災害は、大変関心を惹く内容でした。何もないところや作業場、通路での「つまづき」、冬場の道路の凍結による「滑り」による転倒災害は、喫緊の課題であると言えます。院内で働く全ての職員が、安全に安心して働ける職場環境作りを進めていく事は非常に重要であると考えます。